

保護者・地域の皆様へ

～学校の働き方改革にご理解・ご協力を願いいたします～

- 日頃から、東京の学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
- 今、日本全体で働き方改革が求められています。学校も、その例外ではありません。先に行った都の調査でも、いわゆる過労死ラインを超える状況にある教員が相当数に上るなど、学校の長時間労働の実態が明らかになっています。
- こうした状況は、教員の心身の健康維持という面ばかりでなく、教育の質を確保するという面からも見過ごせないものと考えています。教員は毎日元気に子供たちに接し、一人一人にしっかりと目を配り、持てる力の全てをそこに傾けていく必要があります。このため、教員の負担軽減を図り、授業準備等を十分に行える環境を確保することは、学校教育において、とても大切なことです。
- こうしたことから、現在、各学校では、それぞれの実状に応じて様々な働き方改革の取組が進められています。皆様のお子様の通われる学校でも、例えば学校閉庁日や一斉定時退庁日の設定といった取組などのほか、学校行事の精選や時間外の留守番電話対応、部活動休養日の設定といったことなども行われることがあろうかと思います。
- 保護者・地域の皆様には、学校の働き方改革の趣旨をご理解の上、どうかご協力の程よろしくお願い申し上げます。また、本件につきまして、ご意見等ございましたら、どうぞご遠慮なく当方へお寄せいただければ存じます。
- 東京都教育委員会は、次代を担う子供たちの健やかな成長のために、引き続き全力で東京の教育の充実に努めてまいります。

令和元年5月23日 東京都教育委員会

【ご意見等の連絡先】

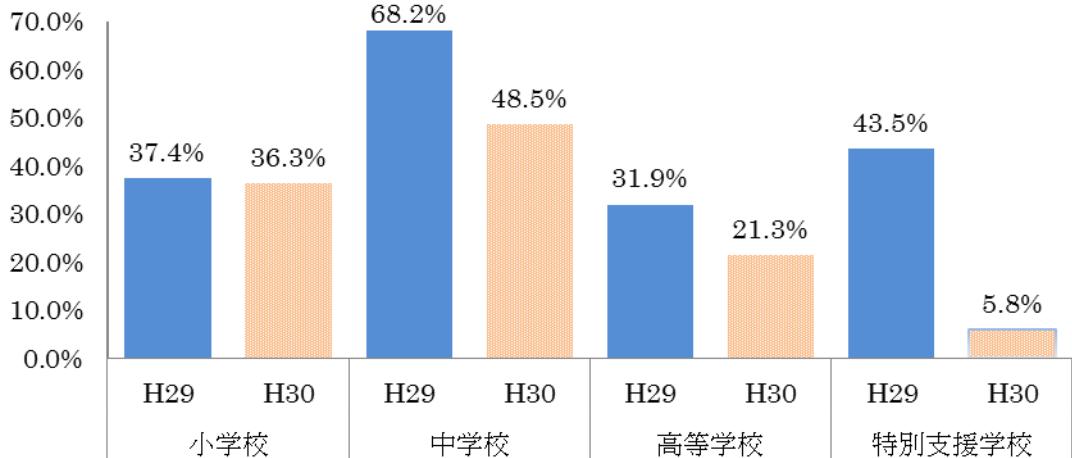
教育庁人事部勤労課 電話 03-5320-6801 (月～金曜日 午前9時～午後5時 閉庁日と年末年始は除く。)

メールフォームは「東京都教育委員会 あなたの声」で検索してください。

⇒ <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/consulting/window/mail.html>

東京都の教員の長時間労働の状況

【時間外労働が月80時間（過労死ライン相当）を超える教員の割合】



(出典：平成31年2月「学校における働き方改革の成果と今後の展開」)



都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（令和元年5月23日策定）

教員の時間外労働は、

原則1か月45時間、1年間360時間が上限の目安時間となります。

※上限目安時間は、民間企業等に適用される時間外労働の上限と同様となっています。

学校における働き方改革推進プラン

平成30年2月、都教育委員会が策定した「推進プラン」に基づき、各学校では長時間労働の改善に向け、教員の実態に応じた以下のような取組を行っています。

<取組例>

- ・定時退庁日や長期休業期間中等における学校閉庁日の設定
- ・夜間留守番電話の導入
- ・部活動における適切な休養日の設定
- ・学校行事の精選など